

少額土木工事の提出書類の簡素化の試行について

令和元年6月

燕市総務部用地管財課

燕市が発注する少額土木工事について、受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を図るため、提出書類の簡素化を下記のとおり変更します。

記

1. **適用工事** 燕市が発注する単独工事で新潟県土木工事標準仕様書を適用する工事
2. **簡素化する少額土木工事の対象額** 当初請負金額が500万円未満
3. **適用年月日** 平成31年4月1日以降に契約を締結した工事
4. **提出・提示する書類の明確化**

新潟県土木部が公表している「工事書類作成マニュアル」を準用します。

ただし、次の内容については県のマニュアルを適用しません。

(1) 市が別に定めているものは、燕市の規定を適用します。

例：提出書類様式、特記仕様書の内容 等

(2) 市が実施していない制度に係る内容

例：電子協議・電子納品、VE【バリュー・エンジニアリング】提案関係

5. **少額土木工事提出書類一覧表**（別紙1）

工事着手前、工事中、工事完了時に提出・提示が必要な書類を明示しました。

6. **書類の簡素化の主な内容**

(1) 「当初請負額500万円未満の工事の総括報告表」による報告（別紙2）

下記の項目について、(1)～(7)を工事着手前に、(8)を工事完了後に提出してください。

- ① 設計図書の照査結果
- ② 段階確認の事前報告
- ③ 安全に関する計画（月4時間以上の安全教育の内容）
- ④ 安全に関する計画（作業主任者）
- ⑤ 安全に関する計画（連絡系統図）
- ⑥ 火気に関する計画
- ⑦ 測量結果
- ⑧ 建設退職金共済証紙購入状況

(2) 提出を要しないもの

① 施工計画書

指定工法、指定仮設のある工事、一般交通に影響のある工事、振動・騒音等公衆災害のおそれがある工事以外は省略可能です。ただし、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書は単独で提出してください。

② 履行状況報告書

③ 再生資源化等完了報告書

最終請負金額が500万円未満であれば提出不要

④ 創意工夫・社会性資料

(3) メール、FAXによる簡素化

下記についてメール、FAXにより押印不要の打合せを認めます。

① 工事打合せ簿

② 材料確認書

③ 段階確認書

④ 土・休日・夜間作業届

(4) 提出物の様式等の簡素化

① 工程管理資料

省略可能とします。

② 出来形管理資料

出来形図（設計図に実測寸法を入れたもの）のみでも良いです。

③ 品質管理資料

材料承認により承認されたものは省略可能とします。

④ 交通誘導員の配置及び勤務実績資料

原則として提示は求めませんが、完了時に提出は必要です。

(5) 成績評定の省略

少額土木工事の提出書類の簡素化に伴い、対象工事の成績評定を省略します。

7. 問い合わせ先

燕市総務部用地管財課契約管理係 0256-77-8332